

第12号議案

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第 号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文京区教育委員会

第一条中「規定する学校」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）別表に規定する幼稚園型認定こども園」を、「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、第三条の表中「園長」を「幼稚園長及び幼稚園型認定こども園長」に改める。

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第四号）新旧対照表

改正案	現行												
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十七号。以下「職免条例」という。)及び職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和五十三年特別区人事委員会規則第十四号。以下「職免規則」という。)に基づく区立学校(文京区立学校設置条例(昭和三十四年四月文京区条例第十三号)別表に規定する学校及び文京区立幼稚園型認定こども園条例(令和六年九月文京区条例第三十三号)別表に規定する幼稚園型認定こども園をいう。以下同じ。)に勤務する職員の職務に専念する義務の免除に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(職務専念義務免除の承認権者)</p> <p>第三条 職免条例第二条及び職免規則第二条に規定する免除の承認(以下「専念義務免除の承認」という。)は、次の表の上欄に掲げる者につき、同表下欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請者</th> <th style="text-align: center;">承認権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 文京区立学校長(幼稚園長及び幼稚園型認定こども園長を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる者</td> <td>文京区教育委員会教育長</td> </tr> <tr> <td>二 前号以外の者</td> <td>文京区立学校長又はこれに準ずる者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第四条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p>この訓令は、令和七年四月一日から施行する。</p>	申請者	承認権者	一 文京区立学校長(幼稚園長及び幼稚園型認定こども園長を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる者	文京区教育委員会教育長	二 前号以外の者	文京区立学校長又はこれに準ずる者	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十七号。以下「職免条例」という。)及び職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和五十三年特別区人事委員会規則第十四号。以下「職免規則」という。)に基づく区立学校(文京区立学校設置条例(昭和三十四年四月文京区条例第十三号)別表に規定する学校をいう。)に勤務する職員の職務に専念する義務の免除に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(職務専念義務免除の承認権者)</p> <p>第三条 職免条例第二条及び職免規則第二条に規定する免除の承認(以下「専念義務免除の承認」という。)は、次の表の上欄に掲げる者につき、同表下欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請者</th> <th style="text-align: center;">承認権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 文京区立学校長(園長を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる者</td> <td>文京区教育委員会教育長</td> </tr> <tr> <td>二 前号以外の者</td> <td>文京区立学校長又はこれに準ずる者</td> </tr> </tbody> </table> <p>第四条 (略)</p>	申請者	承認権者	一 文京区立学校長(園長を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる者	文京区教育委員会教育長	二 前号以外の者	文京区立学校長又はこれに準ずる者
申請者	承認権者												
一 文京区立学校長(幼稚園長及び幼稚園型認定こども園長を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる者	文京区教育委員会教育長												
二 前号以外の者	文京区立学校長又はこれに準ずる者												
申請者	承認権者												
一 文京区立学校長(園長を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる者	文京区教育委員会教育長												
二 前号以外の者	文京区立学校長又はこれに準ずる者												